令和元八月二十日事が完了したことを公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次のとおり工徳島県告示第三百二十三号

## 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

板野郡北島町新喜来字砂原二七番一	三八七番二石井字城ノ内三八七番一及び		三番一及び六八九番一の一部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	西麻植字麻植市六九番一		の一部   ロハ松島市大林町字蛭子免一五番及び一六番   ロ	地域の名称	開発区域又は工区に含まれる
池三二番地一板野郡北島町江尻字妙蛇	地一徳島市富田橋六丁目八番	室ントハーベスト二〇二号七三七番地一 エクセレ名西郡石井町石井字石井	九三番地九吉野川市鴨島町上下島四	番地徳島市昭和町八丁目五五	号室けちマンション三(三三)川原二三一番地一三)た	号小松島市金磯町九番一〇	住	開発許可を受けた者
株式会社渡辺不動産	株式会社村上不動産	前 田 祐 敬 希	株式会社南北	有限会社優企画	市川	社べイ・サイド有限会	氏名	すけた者